

岩 手 県
地 球 温 暖 化 防 止 等 実 行 計 画
(率 先 実 行 計 画)

平 成 1 2 年 3 月
(平成13年4月1日改正版)

岩 手 県

岩手県地球温暖化防止等実行計画（率先実行計画）

目 次

I	計画策定の背景と意義	1
II	計画に関する基本的事項	
1	計画の目的及び計画が対象とする事務・事業	3
2	計画が対象とする組織・施設の範囲	4
3	計画の期間	4
	〔参考1〕	
	岩手県における地球温暖化防止等実行計画の位置づけ	5
	〔参考2〕	
	ISO14001に基づく環境マネジメントシステムとの関係	6
III	実行計画の目標	
1	温室効果ガスの総排出量に関する目標	7
2	温室効果ガスの抑制等に関する主な措置の目標	7
IV	具体的な主な取組内容（エコ・セービング・アクション）	
1	財やサービスの購入・使用・廃棄に当たっての環境保全への配慮	8
2	建築物の建築、管理等に当たっての環境保全への配慮	9
3	事業部門等における環境保全への配慮	10
4	試験研究機関、教育機関における環境保全への配慮	10
5	公共事業等における環境保全への配慮	11
V	実行計画の推進と点検・評価	
1	推進・点検・評価体制	12
2	職員に対する研修等	14
3	取組み状況の公表	14

I 計画策定の背景と意義

近年、地球の温暖化、オゾンの層破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、砂漠化、野生生物種の減少、海洋汚染、有害物質の越境移動、開発途上国の環境問題などの地球環境問題や身近なところから生じる有害化学物質による環境汚染、廃棄物の増大など広範な環境問題が顕在化しています。

なかでも、影響の深刻さや空間的、時間的広がり、その解決の困難さなどから、「地球の温暖化」が最も深刻な問題とされており、早期に適切な取組みを始めなければ、将来的に人類の生存そのものが脅かされる可能性もあることが指摘されています。

このような環境問題に対応するために、平成4年(1992年)の「地球サミット」では、「持続可能な開発のための人類の行動計画」(アジェンダ21)や、「国際連合気候変動枠組み条約」が採択され、21世紀に向けて環境問題に対する本格的な取組みが開始されています。

我が国においては、平成5年に、地球環境問題や国際協力への対応のため「環境基本法」を施行し、また、平成6年には、「環境基本計画」を策定するなど、環境政策を総合的かつ計画的に推進するための枠組を明らかにし、国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みに関する率先的実行を推進する行動計画として平成7年6月に「率先実行計画」を策定しています。

また、平成9年12月、地球温暖化防止京都会議において、温室効果ガス削減に向けて世界的に取り組むことが確認され、我が国は、2008年～2012年の5年間の平均的な温室効果ガスの排出量を基準年(1990年)に比較して6%削減することを約束しました。

温室効果ガス排出抑制のため、平成10年10月「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、国、地方自治体、事業者及び住民それぞれの責務を明らかにするとともに、都道府県、市町村に対して「温室効果ガスの抑制のための実行計画」策定が義務づけられました。

県では、従来、「岩手県環境保全計画」(平成8年3月)により環境施策を積極的に推進してきましたが、このような内外の状況を踏まえ、環境問題により積極的に対応するため、平成10年に「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、環境の保全と創造を進めるための基本理念などを明文化したほか、平成11年9月には、今後の環境施策の基本的方向などを定めた「岩手県環境基本計画」を策定しました。

「環境基本計画」では、主要な温室効果ガスである二酸化炭素について、2010年までに県全体として、1990年比8%削減の目標を掲げるとともに、「事業者、消費者としての県の環境に配慮した行動の率先実行」を謳っており、環境負荷低減に向けた取組みを進めることとしています。

この計画は、従来の県の率先行動計画である「県庁エコ・セービング・アクション」（平成9年10月庁議決定）を整理・体系化するとともに、温暖化対策推進法に基づく具体的な取組みの内容を明らかにするもので、継続的改善を図るため、計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）及び見直し（Action）のサイクルによる環境マネジメントシステム（EMS 2）を進行管理のツールとして位置づけています。

なお、本庁知事部局では、平成12年2月4日にEMSの国際規格であるISO14001の認証を取得し、さらに認証範囲の拡大を進めています。

1 アジェンダ21（Agenda 21）：21世紀の人類の課題とされる事項に対する人類の行動計画を示したもの。世界の各地においても、地域版のローカルアジェンダが策定されており、本県では岩手県環境基本計画をローカルアジェンダと位置づけています。

2 Environmental Management System：環境マネジメントシステムの略

「地球の温暖化」は、人間の活動により発生する二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えてこれらの温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、

- (1)海面水位の上昇に伴う陸域の減少
- (2)豪雨や干ばつなどの異常気象の増加
- (3)生態系への影響や砂漠化の進行
- (4)農業生産や水資源への影響
- (5)マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加

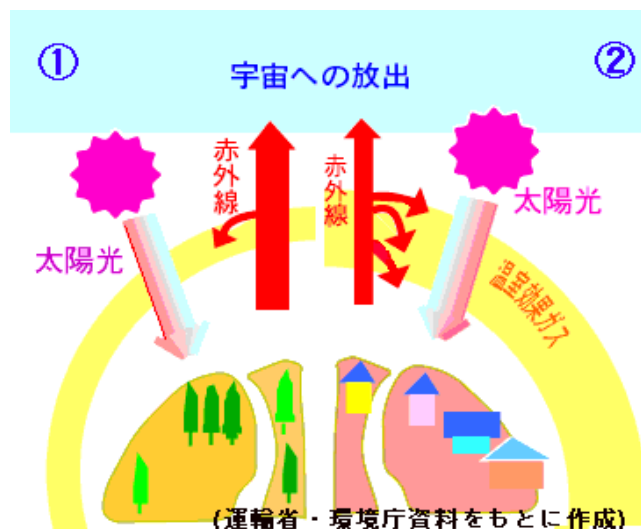
などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

〔温暖化のメカニズム〕

地球は、太陽からの日射を受けて、赤外線を放出しています。一部は温室効果ガスに吸収され、適当な温度を保っています。（ ）

温室効果ガスの濃度が高くなると大気中に吸収される赤外線が増加し、気温の上昇などがもたらされます。

これが温暖化です。（ ）



II 計画に関する基本的事項

1 計画の目的及び計画が対象とする事務・事業

計画を作成する目的は、県の事業者としての環境負荷低減のための取組みの推進、さらには、「地球温暖化対策推進法」で求められている温室効果ガス(下表)の削減を達成するためのものです。

県の事務及び事業には、庁舎におけるもののみならず、水道事業、公立学校、公立病院等も含まれます。

温室効果ガスの一覧とそれらに係る主要な発生源、現在、取り組まれている主な対策の概要は次のとおりです。

対象物質：(温室効果ガス)の種類・発生源と主な対策

ガスの種類	産業・社会・生活活動に係る発生源	主な対策
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、運輸、民生等での燃料の燃焼に伴い排出される。温室効果ガスの9割以上を占めるため、温暖化への影響が大きい。	エネルギー効率の向上 ライフスタイルの見直しなど
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門等から排出されるものが半分を占め、廃棄物の埋立てから2～3割を占める。	糞尿の処理方法の改善 や埋立て量の削減など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。	高温燃焼、触媒の改良 など
ハイドロフルオロ カーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射材、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒などに使用	代替物質への転換、再 利用、破壊処理など
パーフルオロカー ボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの洗浄などに 利用	製造プロセスでの回収 や代替物質等への転換 など
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体 等製造用などとして使用。	使用時の漏出防止や回 収再利用・破壊処理な ど

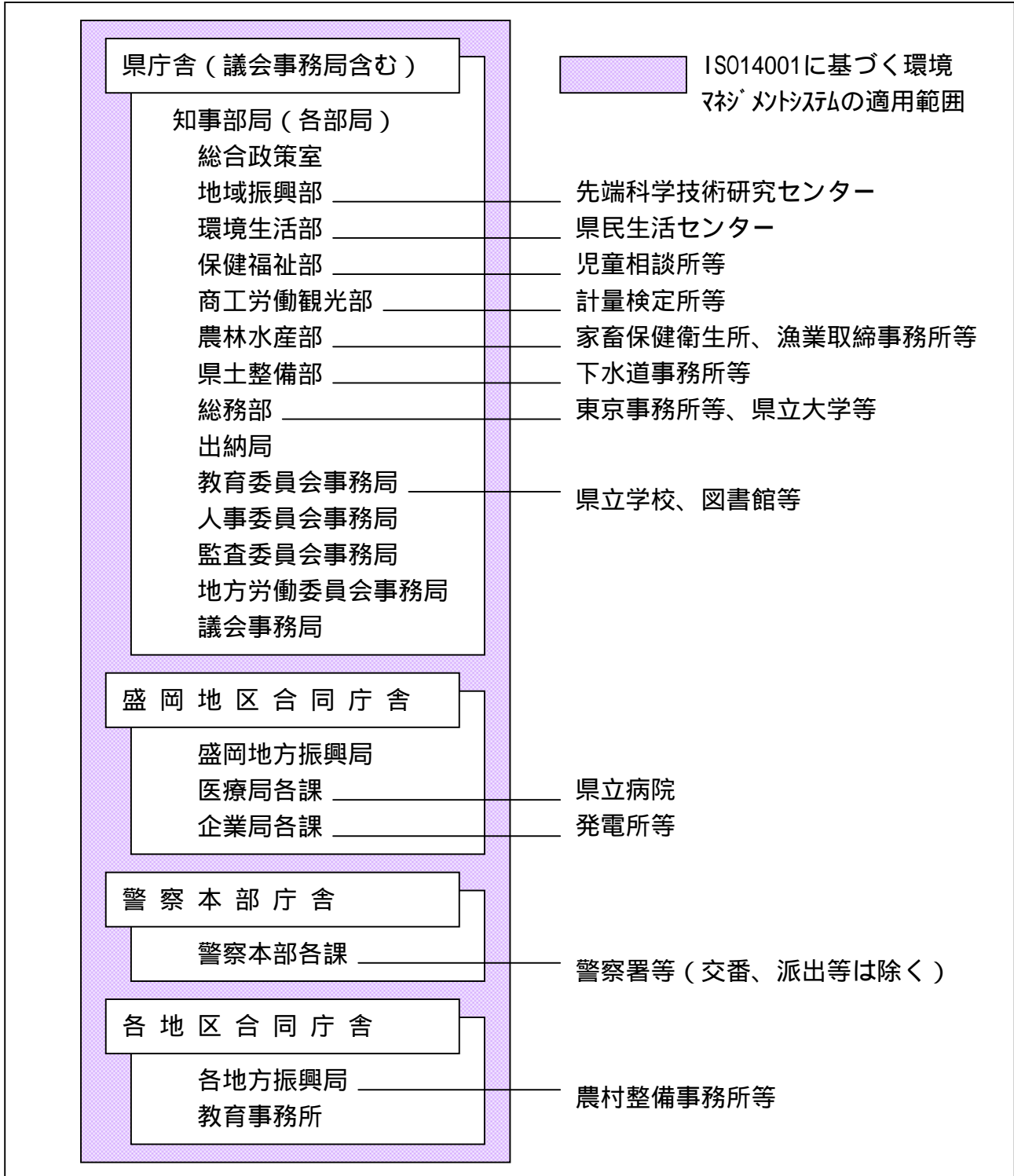
なお、本県における温室効果ガスの排出量の算定に当たっては、6物質のうち、パーフルオロカーボンと六ふっ化硫黄については、発生量が少ないことが予想されることや、活動量の把握が技術的に困難であることから、算定の対象外としています。

2 計画が対象とする組織・施設の範囲

計画の対象範囲は、県関連のすべての公所とします。

【但し、公の施設において、外部への委託、請負等により事業を実施している場合は原則的に計画の対象外となります。】

【また、交番や県の宿舍等、生活の場である建物等は計画の対象外としています。】



3 計画の期間

期間： 2000年～2004年とします。（平成12年度～平成16年度）

【参考1】

岩手県における地球温暖化防止等実行計画の位置づけ



【参考2】

ISO14001に基づく環境マネジメントシステムとの関係

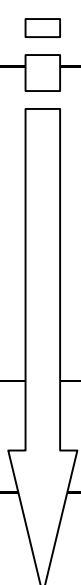
本県では、本庁の知事部局を適用範囲として平成12年2月にISO14001の認証を取得しました。

ISO14001は、環境マネジメントシステムの国際規格のことで、環境改善のための管理と改善の手順、手法を標準化し、体系化したものです。

ISO14001に基づく環境マネジメントシステムは、本計画の目標達成のための有効なツールとなることから、引き続き、適用範囲を広げていくこととしています。

(1) ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの適用範囲拡大計画

年 度	公 所 名 等
11年度	県庁舎（知事部局）
12年度	県庁舎（各委員会、県議会事務局） 盛岡地区合同庁舎（振興局、教育事務所、企業局医療局本庁） 水沢地区合同庁舎 宮古地区合同庁舎 二戸地区合同庁舎 警察本部庁舎
13年度	地区合同庁舎（12年度分を除く）すべて



(2) 本計画と環境マネジメントシステムとの範囲等の比較

区 分	〔 対 象 範 囲 〕		〔 取 組 み 内 容 〕
地球温暖化防止等 実行計画	県の全事業所		環境負荷全般の低減
ISO14001 の取組み	県庁舎等	委 託 業 務	・環境負荷全般の低減 ・環境改善を進める施策の推進

III 実行計画の目標

1 温室効果ガスの総排出量に関する目標

目 標： 温室効果ガス総排出量を、
平成16年度までに平成10年度比で8%削減することを目標とします。

2 温室効果ガスの抑制等に関する主な措置の目標

[年度別目標は、基準年（平成10年）に対する削減率を示す。]

(1) エネルギーの使用等

電気使用量、燃料使用量の削減による二酸化炭素の排出削減を中心として達成を目指すこととし、次のとおり削減目標を設定します。

[項目：電気使用量、A重油、灯油、都市ガス、LPG、ガソリン、軽油]

番号	区 分	年度別目標 (%)					摘 要
		H12	13	14	15	16	
1	全 体 の 目 標	2	3	5	7	8	
	内 等 (県庁、地方振興局等)	3	5	7	10	12	年率2.5%減
	記 病院、社会福祉施設、県立学校等	1	3	4	5	6	年率1.3%減

(2) その他の目標

番号	区 分	年度別目標 (%)					摘 要
		H12	13	14	15	16	
2	用紙類の使用量 (コピー用紙の購入量) の削減 コピー用紙については、古紙配合率100%、白色度70%以下の購入を原則とする	5	10	15	20	25	
3	用水使用量	2	4	6	8	10	
4	廃棄物排出量の削減	5	10	15	20	25	当面、本庁、地方振興局のみ

IV 具体的な主な取組内容 (エコ・セービング・アクション)

1 財やサービスの購入・使用・廃棄に当たっての環境保全への配慮	
(1) 購入に当たっての配慮	
ア グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入の取組みを推進する。 <li style="padding-left: 20px;">グリーン購入 商品を購入する際に、環境への負荷が少ない、エコマーク商品、グリーンマーク商品等を優先的に購入すること。
イ 各種情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・「グリーン購入ネットワーク」(財)日本環境協会、環境物品等の調達に関する基本方針、各省庁の調達方針等の情報を活用し、購入を行う。
ウ 製品別の購入の留意点 紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙、OA紙の購入及び、ポスター、パンフレット等印刷物を作成する際は、原則として「古紙配合率100%、白色度70%以下」の用紙とする。
電気製品	<ul style="list-style-type: none"> ・照明機器は、適正規模のものを選択する。 ・エネルギー消費効率の高い製品を導入する。
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車など環境に配慮した車種の導入に努める。
文具事務機器その他	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品、事務用品等は、環境への負荷の少ないものを選択するとともに、再利用可能な製品を購入する。
(2) 使用に当たっての配慮	
ア 用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・両面コピーの徹底を図る。 ・ミスコピー用紙の裏面活用を図る。 ・ワンベスト運動、レスペーパー運動の徹底を図る。 ・形式的な添書を廃止する。 ・積極的な電子メール利用による紙の減量化を図る。

<p>イ エネルギー (ア) 電気</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・窓際の照明を中心に3分の1程度の消灯を行い、廊下、便所等の照明は、2分の1程度消灯する。 ・パソコン、コピー機、プリンターは、一定時間後省エネモードとなるよう設定する。 ・出勤、昼食時以外等の時間帯はエレベーター稼働台数を削減する。 ・計画的な業務執行による残業時間の短縮、ノー残業デーの徹底を図る。 ・時間外勤務における部分消灯を励行する。 ・退庁時、全ての電源ケーブルをコンセントから抜いておくことを徹底する。
<p>(イ) 公用車</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経済走行の実施等、省エネ運転を徹底する。 ・鉄道、バスなどの公共交通機関の積極的な利用に努める。 ・駐車時のアイドリングストップの徹底を図る。 ・同一目的地への相乗りを推進する。
<p>(ウ) その他 (ガス、重油等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス湯沸かし器の効率的使用に努める。 ・夏期は、温室28度を目処に、過度な冷房を行わない。 ・冬季は、温室20度を目処に、過度な暖房を行わない。
<p>ウ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎売店等では簡易包装を徹底するとともに、買い物袋を持参する。 ・近距離移動については、自転車を積極的に活用する。
<p>(3) 廃棄に当たっての配慮</p>	
<p>ア 減量化、資源化、リサイクル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・用紙使用量の削減を進める。 ・ゴミの分別排出のため、回収ボックスを設置し、分別を進めリサイクルを推進する。 ・個人ゴミ箱の順次撤去を進める。

<p>2 建築物の建築、管理等に当たっての環境保全への配慮</p>	
<p>(1) 設計・施行・管理に当たっての配慮</p>	
<p>ア 建築時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎の建設に当たっては「環境配慮型官庁施設計画指針」(建設省)等に基づき、環境保全の模範となる施設の建設に努める。(特に、木材資源の有効利用、自然エネルギーの利用等に留意しながら、環境負荷の低減を図る。)
<p>イ 管理</p>	<p>(水の有効利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節水コマの切り替え、女子トイレの流水音装置の設置に努める(省エネルギー) ・省エネルギー型照明機器等の導入に努める。 ・パッケージエアコン等の更新等について、非フロン機器の導入の徹底を図る。

3 事業部門等における環境保全への配慮

〔病院等〕

- ・環境への負荷の少ない機器の導入を推進する。
- ・医療廃棄物の減量化を推進する。
- ・薬品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄の防止に努める。
- ・笑気ガスの使用時の漏出防止及び使用しない術式の推進を図る。
- ・患者、利用者に対して、省エネルギー、省資源への協力要請等を広報する。
- ・選択メニューを推進し、給食廃棄物の減量に努める。

〔企業局関連〕

- ・六ふっ化硫黄の保有量を把握し、廃棄時の適正処理を行う。
- ・計画的な機器の改良及び改修により、発電効率の改善に努める。
- ・工業用水浄水場において排水、汚泥等を適正に処理する。
- ・環境にやさしい新エネルギーの利用について調査研究を行う。
- ・供給電力量あたり、もしくは、給水量あたりの温室効果ガス排出量の削減に取り組む。

4 試験研究機関、教育機関における環境保全への配慮

〔試験研究機関〕

- ・環境保全や資源リサイクルに関する試験研究（技術開発）の推進を図る。
- ・排水の自主検査を実施する。
- ・薬品、危険物の数量、保管状況を記録し、適正な管理に努める。
- ・ほ場からのメタン発生量を少なくするため、ほ場管理方法の改善を図る。
- ・環境関連の研修生受け入れ、海外技術協力の推進を図る。
- ・環境関連に関する技術講習会等を積極的に開催する。

〔教育機関〕

- ・環境教育の積極的推進を図る。

5 公共事業等における環境保全への配慮

「土木部環境対策指針」(土木部)、環境基本計画の「事業活動における環境配慮指針」
「岩手県自然環境保全指針」(生活環境部)等に基づき、環境に配慮した公共事業の推進
に努める。

(参 考)

「土木部環境対策指針」抜粋(二酸化炭素排出の少ない地域づくり)

都市緑化や省エネルギー対策を推進

都市緑化の推進
未利用エネルギーの活用
地域冷暖房、廃棄物のシステムなどの一体的な整備
エネルギー消費の少ない住宅づくりやまちづくりの推進
環境負荷低減型の環境共生住宅の整備の促進

交通渋滞の緩和、二酸化炭素の排出抑制

バイパス、放射・環状道路等の整備、物流拠点の整備を進め、パークアンド
ライドなど交通需要マネジメントの推進
徒歩、自転車の利用推進のため、幅の広い歩道や自転車道の整備推進

建設副産物の発生抑制、リサイクル、適正処分などの推進

間伐材の積極的な活用、環境に配慮した建設資材の選択
廃ガス対策建設機械の使用の推進
コンクリート塊、アスファルト塊などの建設廃棄物の再利用や汚泥の有効利
用を推進
焼却灰をセメント原料に利用するなど、下水汚泥の有効利用の推進

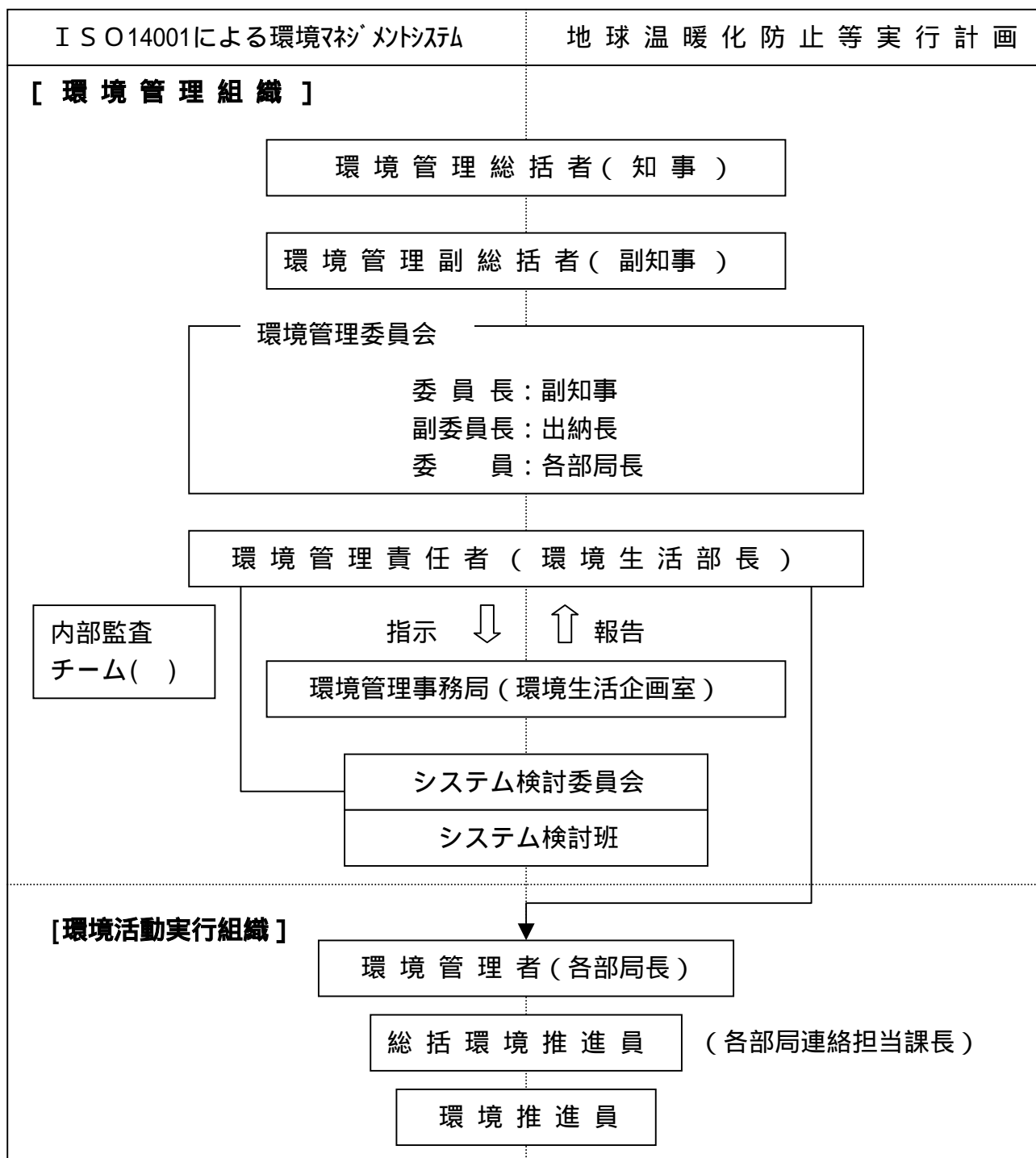
Ⅴ 実行計画の推進と点検・評価

1 推進・点検・評価体制

(1) 推進体制

すでに構築済である環境マネジメントシステムの「環境管理組織」及び「環境活動実行組織」により、計画の推進を図ります。

【体系図】



内部監査チームについては、県庁舎等のISO14001の対象範囲にのみ設置する。

【 役 割 分 担 】

環境管理組織

職 名	主 な 役 割
環境管理総括者（知事）	計画及び推進方策の決定等を行うこと。
環境管理副総括者（副知事）	環境管理総括者を補佐し、環境管理総括者に事故等があるとき職務を代理すること。
環境管理委員会	計画の推進方策等の協議を行うこと。
環境管理責任者（環境生活部長）	環境活動実行組織への指示、監督など、計画の進捗管理を行うこと。
システム検討委員会 （システム検討班）	具体的な推進方策の検討に関する協議を行うこと。
環境管理事務局（環境生活企画室）	環境管理組織の庶務

環境活動実行組織

環境管理者 （部局長、振興局長、学校長、病院長等）	環境保全活動の取組み状況の管理、監督を行うこと。
総括環境推進員 （各部局等の連絡担当課の長）	当該環境活動実行部局、関係公所における連絡調整を行うこと。（生活環境部においては、環境政策室長、地方振興局にあっては、保健福祉環境部長）
環境推進員 （課長、公所の長、振興局各部長、県立学校事務局長、県立病院事務局長等）	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理者とともに、職員の環境保全行動についての啓発を行い、取組み状況の把握を行うこと。 ・日常的点検の管理を行うこと。

(2) 点検体制

全庁的な推進体制の点検

点検については、別途定める、「温室効果ガス等の排出量調査表」等により、年2回、取りまとめを行います。

その後、システム検討委員会等で協議を行った上、環境管理責任者が、全庁的な進捗状況の評価を行い、環境管理総括者が、今後の進捗方策の見直しを行うこととします。

公所における日常的な点検の実施

各公所の環境推進員は、別途定める「地球温暖化防止等実行計画点検表」により、各公所における日常的に取組みの点検を行うこととします。

2 職員に対する研修等

(1) 環境保全に関する研修及び情報提供の積極的实施等

「環境ISO14001職員研修」「環境マネジメントシステム運用研修」などの開催時に併せて、地球環境問題等に対する研修を実施するなど、職員研修の充実に努めることとします。

環境保全活動、地球環境問題に関するシンポジウムや研修会などへの職員の積極的な参加が図られるよう情報提供に努めます。

(2) 環境保全活動への職員の積極的な参加の奨励環境NPOなどの活動参加や環境保全のためのボランティア活動などへの積極的な参加が推進されるよう職場での環境づくりを進めます。

3 取組み状況の公表

計画の進捗状況及び点検結果等については、県のホームページ等により、毎年公表を行います。